4	$\Box$	1.0	1 1	ı <del>⊐</del> ∠
	$\blacksquare$	提	+	<b>1</b>
	九	771	1 1	洒

## 社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会

### 1. 項目

住民税特別徴収関連手続き全般の電子化・オンライン化および窓口の一本 化

# 

特別徴収義務者(企業)は給与支払報告書を給与所得者(従業員)の居住している各市区町村に提出しなくてはならない。また、各市区町村から届く特別徴収税額決定通知書に基づき、企業は住民税を控除するとともに、納税者本人に税額通知書を配布しなくてはならない。

現状では、給与支払い報告書については、電子データでの授受が可能であったり、紙媒体のみであったり(しかも帳票の書式が市区町村によって異なっている)と、各市区町村によって対応が異なっている。自治体ごとに手続きをすることは膨大な作業となるため、給与所得者(従業員)の居住地が複数の自治体にわたる大企業では、電子的に一括処理ができず、結果的に紙媒体で処理せざるをえない。

住民税額決定通知書の電子データでの授受は、多くの自治体では給与支払い報告書を電子データで提出した場合に限られており、ほとんどの企業が住民税額決定通知書を紙媒体で受け取っている。紙媒体の課税通知書・総括表・税額変更通知書のフォーマットは自治体ごとに異なり、企業にとっては管理が困難かつ非効率な状態である。入力シス等による誤徴収の恐れもある。

中途入社・退職等に伴う各種異動手続きは、現在全て紙ベースのやり取りになっている。市区町村ごとに手続き期限が異なる等作業が煩雑で、誤徴収の恐れがある。

企業が、各自治体から届いた特別徴収税額の決定通知書を従業員(納税者)に再配布する作業は、各自治体ごとにフォーマットが異なり、非常に 煩雑になっている。通知書には会社が把握していない所得などの個人情報 も記載されているため個人情報流出の恐れもある。

#### 3. ICT利

活用を阻害 する制度・ 規制等の根 拠

#### 地方税法第 41 条

地方税法第 317 条の 6、第 321 条の  $4\cdot 5\cdot 6$ 、地方税法施行規則第 2 条、第 10 条

# 4. I C T 利 活用制等の制 期間である はにでいる では の提案

給与支払い報告書の提出、特別徴収税額の通知、各種異動手続きなど、 住民税特別徴収に係る手続については、全国の市区町村共通の電子手続シ ステムを構築するなど、電子化・オンライン化及び窓口の一元化を行うべ きである。

特別徴収税額の電子的な通知は、給与支払報告書の電子的な提出を条件とせず、全自治体で早急に実施する必要がある。

今後の地方分権の流れを見据え、全国の自治体で共通の手続きについては、eLTAXをベースとしつつ、自治体全体で共通のプラットフォームを形成していくことが重要である。eLTAXを全自治体に義務付けるとともに、個人住民税特別徴収に係る手続については、企業の選択により、本社一括処理を可能とするなどの配慮が必要である。全国共通の電子手続が可能に

なれば、業務処理の大幅な効率化および誤徴収の防止につながり、各市区 町村と特別徴収義務者の双方にメリットがある。

また、給与取得者(従業員)本人が各自専用HPへアクセスし、特別徴収税額や各種異動手続きの状況をオンラインで参照できるような仕組みを構築すべきである。

これにより、企業や自治体の事務負担が軽減されるのみならず、自然環境保護(紙の削減)、個人情報流失リスクの削減等の効果も期待できる。